

自転車交通安全教育の時間 令和4年9、10月号（第86号）

# Traffic Safety News



## 全ての自転車運転者のヘルメット着用が 努力義務となります!!

今年4月27日に改正道路交通法が公布され、1年以内に全ての自転車運転者のヘルメット着用が努力義務となります!

自転車を運転する者は、ヘルメットの着用を自分のこととしてとらえ、ヘルメットをかぶるように努めなければなりません。

ヘルメットをかぶることは、命を守ることに直結します。みんなで声をかけあって、自転車に乗る時は必ずヘルメットを着用し、大切な命を守りましょう!

### 【改正前】

- ① 児童又は幼児の保護者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。



### 【改正後】

- ① 自転車の運転者は、ヘルメットをかぶるように努めなければならない。
- ② 自転車の運転者は、他人を自転車に乗車させるときは、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
- ③ 児童又は幼児の保護者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。



## 交通事故を起こしてしまった時の 義務と責任

自転車運転者には、交通事故発生時の義務と責任が伴います。

自転車を運転していて交通事故を起こした者は、直ちに運転を停止して、①負傷者の救護、②道路における危険防止措置、③警察への通報を行わなければなりません。

### ① 負傷者の救護

けが人がいる場合、動かせることを確認して、安全な場所に移し、応急手当を行います。必要に応じて救急車を呼びましょう。



### ② 道路における危険防止措置

道路に倒れている自転車やその他の物を道路外によせ、続いて事故が起こらないようにしましょう。片付けている時に交通事故にあわないように、十分注意しましょう。



### ③ 警察への通報

交通事故を起こした場合は、必ず、警察への通報をしなければなりません。事故を起こした時間、場所、死傷者数等を伝えましょう。



この他、交通事故を起こしたことによる、民事上・刑事上の責任を負うこともあります。